平成３０年（フ）第１４７号
栃木県鹿沼市上粕尾431番地１
債務者　星野　知宏
１　決定年月日時　平成30年５月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５７号
栃木県宇都宮市双葉２丁目９番31号　ニュー双葉マンション３号棟103号室、前住所栃木県宇都宮市西川田町903番地４
債務者　星野　智子
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６８号
栃木県宇都宮市江曽島４丁目299番地５、住民票上の住所栃木県芳賀郡益子町大字七井3175番地22
債務者　齊藤　　瞳（旧姓菊地）
１　決定年月日時　平成30年５月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７４号
栃木県宇都宮市江曽島１丁目２番16号　コーポ篠崎202
債務者　澤木友加利
１　決定年月日時　平成30年５月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７８号
栃木県宇都宮市野沢町105番地　県営野沢住宅５号棟44号室
債務者　野澤　敏治
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８３号
栃木県宇都宮市滝の原１丁目３番22号　レジデンス滝の原207号室
債務者　岡村眞砂子
１　決定年月日時　平成30年５月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８７号
栃木県那須烏山市神長525番地３
債務者　五味淵理美
１　決定年月日時　平成30年５月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９４号
栃木県宇都宮市山本１丁目10番４号　コーポプランタン203
債務者　坂本永明こと　周　　永明
１　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９９号
栃木県那須烏山市野上1166番地16
債務者　佐藤　尚志
１　決定年月日時　平成30年５月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４６号
栃木県足利市若草町４番地84
債務者　山中八重子
１　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午前11時30分
　宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第１８０４号
大阪市中央区南船場３丁目８番10―906号
債務者　小野　聡侍
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月31日午後１時30分
　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０２０号
大阪市城東区東中浜２丁目２番24号　ドミール緑橋　301号
債務者　工藤　亜矢
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１９６号
大阪府豊中市岡町南３丁目15番５―406号
債務者　西田眞由子
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８２９号
横浜市港北区新吉田町5136番地２
債務者　松嶋　　清
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９７０号
横浜市中区小港町１丁目１番地５　ビューコート小港11号棟405号室（前住所）
債務者　藤田　貴史
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部